

## 千曲市立学校職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令について

千曲市立学校職員の勤務時間等に関する規程（平成15年千曲市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（教育職員の業務量の管理）

第7条 教育委員会は、学校職員のうち、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（給特法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外に業務を行う必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

3 前2項に定めるもののほか、教育委員会は給特法第7条の指針に基づき教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な措置を講ず

るものとする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月21日提出  
千曲市教育長 小松 信美

条例、規則等制定提案理由書

資料No.

P 7881

<p>条例、規則等の名称</p>	<p>千曲市立学校職員の勤務時間等に関する規程</p>
<p>制定区分 (該当字句を ○で囲む)</p>	<p>新 規                      <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正                      全部改正</p>
<p>制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)</p>	<p>令和 2 年 1 月 17 日 文部科学省通知 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の告示等について (通知)</p>
<p><u>提案理由</u></p> <p>令和 2 年 1 月 17 日 文部科学省通知にて次のように提言されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このたび、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を告示として公示しましたので、お知らせします。</li> <li>・本指針の適用は、第 7 条の施行と同じく令和 2 年 4 月 1 日からとしており、同日までに上限方針が実効性ある形で定められていることが重要であること。このため、サービス監督権者である各教育委員会においては、本指針を参考にし、上限方針を教育委員会規則等において定めること。</li> </ul> <p>このことを踏まえ、「千曲市立学校職員の勤務時間等に関する規程」に、指針で示されている業務上限時間等の文言を追記する。 (文部科学省通知の別添に参考文言有り)</p>	

千曲市立学校職員の勤務時間等に関する規程（平成15年千曲市教育委員会訓令第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(その他)</p>	<p><u>（教育職員の業務量の管理）</u></p> <p><u>第7条 教育委員会は、学校職員のうち、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（給特法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。</u></p> <p><u>(1) 1月について45時間</u></p> <p><u>(2) 1年について360時間</u></p> <p><u>2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外に業務を行う必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。</u></p> <p><u>(1) 1月について100時間未満</u></p> <p><u>(2) 1年について720時間</u></p> <p><u>(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間</u></p> <p><u>(4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月</u></p> <p><u>3 前2項に定めるもののほか、教育委員会は給特法第7条の指針に基づき教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(その他)</p>

第7条 (略)

第8条 (略)